

1 概要

協力援助者災害給付制度は、何らの協力義務のない一般の国民が社会公共のために警察官の職務に協力援助し、そのために負傷し、疾病にかかり、障害となり、又は死亡した場合（以下「災害」という。）に、その災害の程度に応じて、警察官の職務に協力援助した者（以下「協力援助者」という。）及びその遺族に対して必要と認められる給付を一般財源から行う、公的な救済手段である。

警察官がその場にいたら当然に警察官が行っていたであろうと考えられる行為を、一般の国民が警察官に代わって行い、そのために受けた災害に対して行う給付制度であることから、警察官が職務に起因して災害を受けた場合とほぼ同様の給付を国又は都道府県が行う。

2 給付を行う者及び実施機関

協力援助法による給付は、協力援助者が受けた災害の原因により、次の区分に応じて国又は都道府県が行う。また、災害が協力援助したための災害であるかの認定、給付金額の決定等の権限を有する機関を実施機関といい、給付を行う者の区分に応じて定められている。

(1) 国が給付を行う場合（実施機関：警察庁）

- ア 警察庁の警察官からの協力要請に応じたことに起因する場合
- イ 広域組織犯罪等に対処するため、警察庁長官の指示により派遣された警察官に協力援助したことに起因する場合
- ウ 大規模な災害等の緊急事態に際して、内閣総理大臣から緊急事態の布告が発せられた区域に派遣されて職務を行っている警察官に協力援助したことに起因する場合

(2) 都道府県が給付を行う場合（実施機関：当該都道府県条例で定める機関）

- ア 都道府県の警察官からの協力要請に応じたことに起因する場合
- イ 自ら現行犯人の逮捕もしくは犯罪の被害者の救助に当たったこと又は人命救助に当たったことに起因する場合（逮捕又は救助に当たった場所の属する都道府県が給付）
- ウ 都道府県公安委員会からの要求に基づき援助におもむいた警察官からの協力要請に応じたことに起因する場合（援助要請をした公安委員会の置かれている都道府県が給付）

警察官の職務に協力援助した者の災害給付制度の概要

3 沿革

戦前（旧憲法下）

明治15年太政官達第67号 「一般人民巡査同様ノ働キヲナシ死傷セシ者弔祭扶助療治料支給方」

※昭和22年失効



- 協力援助者及び遺族に対して必要な給付を行い、これら警察に協力援助したことに対する公的な救済手段をとる必要性が議論され、当時の国家地方警察本部で検討
- 第13回で議員提案をもって成立

戦後（日本国憲法施行）

警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年10月施行）

① 警察官からの協力要請に基づいて行動し災害を受けた場合（昭和27年10月）

※ 職務執行中の警察官の協力要請に基づいて行動した場合に限定

③ 人命救助により災害を受けた場合（昭和36年4月）

※ 昭和34年、用水路に転落した少女を救助しようと用水路に飛び込んだ男性が死亡する事案が発生したが、旧法の適用要件に該当せず、給付がなされなかった。

② 警察官が現場にいない場合における現行犯人の逮捕、被害者の救助により災害を受けた場合（昭和34年4月）

※ 昭和33年、強盗犯人逮捕に伴う一般民間人の死亡事件が発生したが、警察官がいない現場での自発的逮捕行為であったため、旧法の適用要件に該当せず、給付がなされなかった。

※ 法律の題名も「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律」に改められた。

④ その他の改正

昭和36年 障害給付の年金制導入（1～3級）

昭和42年 障害給付の年金拡大（1～7級）

遺族給付の年金制導入

昭和52年 傷病給付の新設

平成8年 介護給付の導入

等

※給付基礎額及びその上限額等については、制度創設以来、警察官の給与等の改定に併せて改定が行われている。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付制度の概要

4 適用要件

該当

警察官からの
協力要請

(法第2条第1項)

個々具体的かつ明示的な協力援助を求めた場合
協力することが相当な場合
⇒明示による協力要請ができないような緊迫した状況下

一般的な犯罪の予防、捜査等のための包括的な協力援助を求めた場合

明示による協力要請ができる状況であるのに、警察官からの協力援助の求めに先立ち行った場合

現行犯人の逮捕
又は
被害者の救助

(法第2条第1項)

警察官が通常職務する場所での発生（国会の各議院内部、裁判所の法廷内等以外）
一見して犯罪であるとの判断が容易であり、かつ、現実明白に人の生命、身体若しくは財産に危害が及ぶ犯罪の現行犯人（殺人、傷害、強盗、窃盗等）
警察官等法令に基づき当該犯罪の捜査に当たるべき者がその場にはいない
業務上の義務なし

名誉毀損、文書偽造等の知的犯罪あるいは公職選挙法の自由妨害事案（公正な選挙の確保）等保護法益が人の生命、身体若しくは財産ではない犯罪

スーパーの店員や警備員が店内で万引きした者を捕まえる行為などは、社会公共のためではなく、職務に当然伴う行為

水難、山岳遭難、
交通事故等の際
の人命救助

(法第2条第2項)

人の生命に危険が急迫している場合
自らの生命、身体に危険が予想されるにもかかわらず勇敢に救助に当たった場合
業務上の義務なし
法令上の義務なし

危険があっても相当の時間的余裕がある場合

教師が引率中の溺れかかった児童を救助する行為は社会公共のためでなく、職務上の当然の救助義務

火災の現場付近に在る者には救助義務が課されている（消防法）

※ 給付の対象とならない者

- (1) 当該犯罪の被害者及び現行犯人（それぞれの配偶者、直系血族、同居親族等）
- (2) 被救助者の配偶者、直系血族、同居親族等
- (3) 当該犯罪や危険を誘発した者その他当該被害や危険発生につき責めに任ずべき者
- (4) 都道府県公安委員会において、その者の行為が警察官の職務に協力援助したものに該当すると認める者以外の者

※ 被害者や被救助者の親族等については、都道府県公安委員会において、その者の行為が警察官の職務に協力援助したものに該当し、かつ、給付を行うことが適当であると認める者を除く（肉親的感情の行為を超えて、社会公共のため行動したものと認められる場合。）。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付制度の概要

5 労災制度との関係

労働者災害補償保険法

保険給付
(災害に対する迅速かつ公正な保護)

療養（補償）給付	休業（補償）給付	傷病（補償）給付
障害（補償）給付	介護（補償）給付	遺族（補償）給付
葬祭料（葬祭給付）		

社会復帰等促進事業
(事業主として被災労働者等の福祉の増進)
特別支給金の支給等

均衡に十分考慮（国公災法第23条）

国家公務員災害補償法

補償
(災害に対する迅速かつ公正な保護)

療養補償	休業補償	傷病補償年金
障害補償	介護補償	遺族補償
葬祭補償		

福祉施設
(使用者として被災職員等の福祉の向上)
特別支給金の支給等

参酌（協力援助法第6条）

協力援助法

災害給付
(定型的な給付で損失を補填)

療養給付	休業給付	傷病給付	障害給付
介護給付	遺族給付	葬祭給付	

協力援助法施行令（国）

準じて

条例（都道府県）

災害給付（療養給付及び介護給付を除く）は「給付基礎額」を基準

給付基礎額：協力援助者の通常得ている収入の日額に応じて定められる。

一方で、警察官の受ける災害補償に見合う水準を確保するとともに、収入が千差万別である協力援助者相互間で著しい格差を生じさせないため、給与法に定める公安職俸給表（一）及び扶養手当の額を基準に、最低額及び最高額並びに扶養親族がある場合はその区分に応じた加算額が定められている。

最低額 公安職俸給表（一）で巡査に適用される級の中位号俸の月額の日額相当 ⇒ **8,900円**

最高額 公安職俸給表（一）で警視に適用される級の中位号俸の月額の日額相当 ⇒ **14,200円**

扶養加算額 扶養親族に係る扶養手当の支給月額の日額相当

警察官の職務に協力援助した者の災害給付制度の概要

6 損害賠償の免責

協力援助者が受けた災害の原因が公の営造物の設置管理瑕疵や安全配慮義務違反等のように国又は都道府県にあるときには、協力援助法に基づく災害給付の支給義務と国家賠償又は民法に基づく損害賠償の支払義務との調整を図り、国又は都道府県は、協力援助法に基づく給付を行った場合においては、同一の事由については、その価額の限度において、損害賠償の責を免れる。

7 給付の免責及び求償権

(1) 他の法令等による給付が行われた場合

協力援助法に基づく給付を受ける権利を有する者が、その給付を受ける以前に、協力援助法以外の法令（条例を含む。）による療養その他の給付又は補償を受けたときは、国又は都道府県は、同一の事由については、協力援助法に基づく給付の責を免れる。

(2) 協力援助者の受けた災害が第三者の行為により発生した場合

ア 協力援助法に基づく給付を受ける権利を有する者が、当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、国又は都道府県は、その価額の限度において、協力援助法に基づく給付の責を免れる。

イ 第三者からの損害賠償に先行し、国又は都道府県が協力援助法に基づく給付を行ったときは、その価額の限度において、給付を受ける権利を有する者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を代位取得する。

8 時効

協力援助法に基づく給付を受ける権利は、2年間行わない時は、時効により消滅する。

ただし、災害が協力援助法に定める警察官の職務に協力援助したため発生したものであるかどうかの認定は、協力援助を受けた警察官を指揮する部署の長の報告を受けた実施機関が行う者であるため、認定に関する時効はない。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付制度の概要

9 給付の内容①

給付の種類	支給方法	給付の内容	給付金額等										
遺族給付	年金又は一時金	<p>協力援助者が死亡した場合におけるその遺族に対する給付</p> <p>【年金】 遺族給付年金を受けることができるのは、下記の者で協力援助者の死亡の当時生計維持関係のあった者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 (夫は60歳以上) ・ 子 (18歳を超える最初の3月31日までの間) ・ 父母 (60歳以上) ・ 孫 (18歳を超える最初の3月31日までの間) ・ 祖父母 (60歳以上) ・ 兄弟姉妹 (18歳を超える最初の3月31日までの間にあるか60歳以上) <p>※ 一定の障害がある場合は年齢制限なし。 ※ 年金を受けるべき順位はこの順位とする。</p> <p>【一時金】 遺族給付金を受けることができる遺族がない場合に支給</p>	<p>給付基礎額 × 倍数</p> <p>【年金】</p> <table> <tr> <td>1人</td> <td>153倍</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(55歳以上又は障害等級7級以上の妻にあっては175倍)</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>201倍</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>223倍</td> </tr> <tr> <td>4人以上</td> <td>245倍</td> </tr> </table> <p>【一時金】 1,000倍</p> <p>※ 配偶者、子、父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の場合、年齢や障害の有無に応じて、400倍または700倍</p>	1人	153倍	(55歳以上又は障害等級7級以上の妻にあっては175倍)		2人	201倍	3人	223倍	4人以上	245倍
1人	153倍												
(55歳以上又は障害等級7級以上の妻にあっては175倍)													
2人	201倍												
3人	223倍												
4人以上	245倍												
葬祭給付	一時金	<p>協力援助者が死亡した場合における葬祭を行う者に対する給付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 315,000円 + (給付基礎額×30) 又は ・ 給付基礎額 × 60倍 <p>のいずれかの高い方の額</p>										

警察官の職務に協力援助した者の災害給付制度の概要

9 給付の内容②

給付の種類	支給方法	給付の内容	給付金額等
療養給付	その都度	協力援助者が負傷し、又は疾病にかかった場合における必要な療養費又は当該療養に要する費用の給付	現物給付または実費（現金給付）
傷病給付	年金	協力援助者が負傷し、又は疾病にかかり、療養開始後1年6月を経過しても治らない場合において存する重い障害に対する給付	給付基礎額 × 等級に応じた倍数 1級 313倍（常時介護） 2級 277倍（随時介護） 3級 245倍（労働不可）
障害給付	年金又は一時金	協力援助者が負傷し、又は疾病にかかり、治った場合(※)においてなお存する障害に対する給付 ※ 治った場合 医学上一般的に承認された治療方法によっては、もはや傷病に対する医療効果が期待できなくなり、残存する症状が自然的経過によって到達すると認められる最終の状態に達した場合をいう。	給付基礎額 × 等級に応じた倍数 【年金】 1級 313倍 2級 277倍 3級 245倍 4級 213倍 5級 184倍 6級 156倍 7級 131倍 【一時金】 8級 503倍 9級 391倍 10級 302倍 11級 223倍 12級 156倍 13級 101倍 14級 56倍
介護給付	毎月支給	協力援助者が傷病給付または障害給付の給付の事由となった重い障害により介護を必要とし、かつ、介護を受けている場合における給付	月額給付 【常時介護】 ・ 実費補填額の上限 17万2,550円 ・ 親族等介護の定額 7万7,890円 【随時介護】 ・ 実費補填額の上限 8万6,280円 ・ 親族等介護の定額 3万8,900円
休業給付	その都度	協力援助者が負傷し、又は疾病にかかり、そのため収入を得ることができない場合において、他に収入のみちがない等特に必要があるとき給付	1日あたり 給付基礎額 × 60/100